

**第404回
天草不知火海区漁業調整委員会
議事録**

令和7年(2025年)4月1日開催

第404回天草不知火海区漁業調整委員会議事録

開催日時 令和7年(2025年)4月1日(火)正午から

開催場所 県防災センター 101会議室

出席者

(出席委員) 江口幸男 前田和昭 友村喜一 廣田幸英 深川英穂 澤田唯二
島田豊 田中愛美 藤木美才 藤田香織 一宮睦雄 岸田光代
山田雅章

(欠席委員) 桑原千知 田代龍也

(水産振興課) 課長 山下博和、課長補佐 松尾竜生

(事務局) 事務局長(課長補佐) 石動谷篤嗣、主幹 宗達郎、主幹 堀田英一、
参事 徳留剛彦、技師 寺嶋卓海

議事

(1) 議題

第1号議案 天草不知火海区漁業調整委員会の会長、副会長の互選について

第2号議案 熊本県連合海区漁業調整委員会の委員の選出について

事務局	<p>それでは、定刻になりましたので、第404回天草不知火海区漁業調整委員会を開催いたします。</p> <p>開催に当り事務局から御報告いたします。</p> <p>海区漁業調整委員会規程第5条に「委員会は、委員の定数の過半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されておりますが、本日の委員の出席者数は15名中13名で、過半数に達しておりますので、委員会が成立していることを御報告いたします。</p> <p>委員の皆様の席順ですが、正面に向かって右側に漁業者委員の皆様を、左側に学識経験委員と中立委員の皆様を配席させて頂き、過去の委員の任期数も合わせまして、任期の多い委員の方々から配席させていただいております。任期数が同数の場合は、お名前の五十音順で配席させていただいておりますので、ご了承ください。</p> <p>この後、当委員会の会長及び副会長をお決めいただきましたら、それに伴い、お席を移動していただきますので、よろしく願います。</p> <p>議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>「第404回天草不知火海区漁業調整委員会次第」という資料を1部と委員会規定を配付させていただいております。よろしいでしょうか。</p>
委員	はい。
事務局	ありがとうございます。

それでは、海区漁業調整委員会規程第4条第1項に、会議の議長には、会長があたると規定されていますが、同規定第2条第2項に基づく、会長及び副会長を互選がすんでおりません。

海区漁業調整委員会規程第4条第3項には、出席委員の中で最年長の者がこれにあたと規定されています。

このため、前田委員に議長をお願いいたします。

それでは前田委員は、議長席に御移動いただき、今後の議事の進行をお願いいたします。

議長

ただいま御指名いただきました前田です。

新会長が決定するまでの間、議長の職務を務めさせていただきますので、スムーズな議事の進行にご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

議事に入ります前に、「海区漁業調整委員会規程」第10条で定められております議事録署名人につきましては、本日は、岸田委員と澤田委員にお願いしたいと思います。

それでは、議題の第1号議案「会長及び副会長の互選について」ですが、互選の方法について、事務局から説明をお願いします。

事務局

海区漁業調整委員会規程第2条第2項に、会長及び副会長は、委員が互選すると規定されています。互選の方法につきましては、委員による協議又は投票による方法がございますが、どちらの方法を選ばれるかは委員の皆様にお決めいただきます。

協議による場合は、委員の皆様が協議して決めていただきます。

投票による場合は、自薦又は他薦により、候補者を特定した上で、全ての委員に無記名で投票していただくことを考えております。

なお、他薦につきましては、推薦を受けたご本人が、候補者となることを承諾していただく必要があります。事務局からの説明は以上です。

議長

会長及び副会長の互選の方法については、ただいまの事務局からの説明でよろしいでしょうか。

委員

はい。

議長

それでは、互選の方法は委員による協議で行うか、投票による選出を行うかいかが致しましょうか。

深川委員

推薦でもよろしいですか。

事務局	他薦、自薦とも、可能です。
深川委員	経験も踏まえ、引き続き、会長に江口委員、副会長に前田委員に就任いただけないでしょうか。
議長	ただいま、会長に江口委員、副会長に前田委員を推薦するご意見がありました。それに対するご意見、又は、他の委員を推薦するご意見はございませんか。
委員	なし。
議長	それでは、江口委員と前田委員はご承諾いただけますか。
江口委員	はい。
前田委員	はい。
議長	委員の皆さんは、いかがですか。
委員	異議なし。
議長	それでは、異議もないので、江口委員が天草不知火海区漁業調整委員会の会長に、前田委員が副会長に決定しました。 これで、私の職務は終了しました。議事の進行にご協力いただきありがとうございました。
事務局	前田委員ありがとうございました。それでは、江口委員と前田委員にはそれぞれ、お席の移動をお願いします。 第2号議案に入ります前に、江口会長と前田副会長にご挨拶をお願いしたいと思います。
会長	再度、会長に推薦いただき感謝します。委員となって20年以上となり、会長も3期目となります。水産を取り巻く状況が厳しい中、県の水産業が良くなるよう議論してきたが、鹿児島県や長崎県との間の調整などもあり、前田副会長含め、今後とも御協力をお願いします。
事務局	ありがとうございました。前田副会長、よろしく申し上げます。

副会長

水俣で、シラス漁業を営んでいますが、近年、海の状況がおかしく、漁は10年前の1／10程度に減少しています。特に今年は、ヒトエグサ養殖に他の海藻が絡まって、取り除くのに苦労していますが、今後も頑張っていくので、よろしくお願いします。

事務局

ありがとうございました。
それでは、今後の議事の進行を江口会長にお願いします。

議長

それでは、第2号議案「熊本県連合海区漁業調整委員会委員の選出について」協議したいと思います。

協議に先立ち、熊本県連合海区漁業調整委員会の委員について、事務局から説明をお願いします。

事務局

資料の最後のページと、「熊本県連合海区漁業調整委員会規程」をご覧ください。

規程第2条に、この連合委員会は漁業法第147条第4項の規定に基づき、熊本県有明海区漁業調整委員会及び天草不知火海区漁業調整委員会の海区を合わせた海区に設置するという規定がございます。

また、同規定第3条の規定の基づき、その構成は、それぞれの海区の委員会の委員をもって組織すると規定され、委員の定数は各海区の4人の総数8人とすると規定されています。

各海区から選出される4人の内訳としましては、慣例ではございますが、漁業者委員から3人、学識経験委員から1人で、その中には各海区の会長及び副会長を含むということで、従来、海区委員会の会長及び副会長は連合海区の委員となっていたいております。

これからは、事務局からのご提案ではございますが、今回、天草不知火海区の会長には、漁業者委員の江口委員が就任され、副会長には漁業者委員の前田委員が就任されましたので、江口会長と前田副会長は、連合海区の委員に選出していただき、残り2人につきまして、ご審議いただければと思います。

議長

ただいま、事務局から説明がありました。慣例により会長及び副会長は、連合海区の委員に選出し、残り2人を選出することによろしいでしょうか。

友村委員

1人は、佐々木委員の後任となる島田委員がよいのではないかと。

島田委員	委員は、初めてなので、どうかと思うが。
深川委員	地理的な部分にも考慮して、大変かもしれませんが、牛深の島田委員に勉強いただいて、お願いできないかと考えるがいかがか。
議長	天草の水揚げは、地区でかなり異なるので、島田委員にやっていただきたいと考える。
島田委員	そういうことであれば、勉強しながらということで、引き受けたい。
議長委員	もう1人は、学識経験者の山田委員でどうか。
議長	山田委員は承諾いただけますか。
山田委員	はい。
議長	ありがとうございます。天草不知火海区漁業調整委員会からは、熊本県連合海区漁業調整委員会の委員として、江口委員、前田委員、島田委員、山田委員の4名を選出したいと思います。よろしいでしょうか。
委員	はい。
議長	ありがとうございました。 それでは、皆さん承認で、決定いたします。
議長	本日、事務局が用意した議事は以上ですが、他に何かございますか。
委員・事務局	ありません。
議長	なければ、これで第404回天草不知火海区漁業調整委員会を閉会します。

以上